

第 1 章

特別な教育的支援とは

近年，学習障害（ＬＤ），注意欠陥／多動性障害（ＡＤＨＤ），高機能自閉症等の児童生徒の存在がクローズアップされている。このような特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して積極的に対応していくことが求められるようになってきている。

1 特別な教育的支援が求められる背景

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への，積極的な対応が求められる背景には，近年の世界的なノーマライゼーションの理念の広がりがある。

我が国でも，「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の発足等，通常の学級に在籍する児童生徒を視野に入れた特別支援教育が進みつつある。

本県においては，「学習障害児（ＬＤ）に対する指導体制の充実事業」の中で，学習障害児に対する指導体制の整備や，実践研究が進みつつある。当教育センターでは，このような児童生徒への対応を求める相談件数も年々増加しており，本県における実態把握や教育的対応に関する調査研究が急務となっている。

各学校においても，これらの児童生徒の障害を理解し，それぞれの特性に合った適切な指導をどのように進めるかが課題となっている。

2 特別な教育的支援とは

特別な教育的支援とは，通常の一般的に行いうる教育的配慮にとどまらず，一人一人の児童生徒の抱える特別な教育的ニーズを明らかにして，そのニーズに対して教育的に支援することをいう。

この特別な教育的支援においては，個々の児童生徒の特別な教育的ニーズの内容を明らかにし，ニーズに応じた特別な教育的対応の内容を明らかにするとともに，教育課程，教材・題材や指導方法をどうすればよいのかなどの検討が必要となる。

1 特別な教育的支援が求められる背景

近年、通常の学級において、学習や学校生活に不適応状態を示す児童生徒の存在がクローズアップされてきている。その多くは、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒であり、いずれも特別な教育的支援を必要としている。彼らは、自分の状態が周囲の教師や友達に理解されずに苦しんでいたり、自信を失っていたり、孤立していたりすることがしばしば見受けられる。また、多くの教師や保護者はその状態の理解や対応について悩んでいる。

これまでの特殊教育は、盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別な場における教育を対象としてきたが、今日、このような通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して積極的に対応していくことが求められるようになってきている。

(1) 世界の動向

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への、積極的対応が求められる背景には、まず、近年の世界的なノーマライゼーションの理念の広がりがある。

国連では、障害者の権利宣言〔1975年(昭和50年)、国連決議〕、国連の国際障害者年行動計画〔1980年(昭和55年)〕、国際障害者年〔1981年(昭和56年)〕、国連障害者の10年〔1983年(昭和58年)～1992年(平成4年)〕を経て、統合化された環境での教育保障を原則とする「障害者の機会均等化に関する基準規則」〔1993年(平成5年)〕を採択するにいたっている。こうした動向の延長において、ユネスコは、1994年(平成6年)に「特別なニーズ教育に関する世界会議」を開催し、採択したサラマンカ声明と行動大綱の中で、「Education for All」という概念を提起し、子どもがもっている困難さや差異にかかわらず、可能ならいつでもどこでも、すべての子どもは一緒に学ぶべきだというインクルージョン教育を提唱している。

アメリカ合衆国では、1975年(昭和50年)の全障害児教育法の中で「もっとも制約の少ない環境」という原則の下で、障害のある子どもを可能な限り通常の教育環境に近づける考え方を打ち出し、特殊教育の中心が、盲・聾・養護学校や特殊学級から通級による指導（リソースルーム）と通常の学級での援助教育に移行してきている。

イギリスでは、1978年(昭和53年)に『特別な教育的ニーズ(Special Educational Needs)』と題したウォーノック報告が出され、障害種別によりカテゴライズされた従来の「特殊教育」に対して、特別な教育的ニーズに応じた教育的処遇が新たに提起された。そして、学齢児の20%以上を「特別な教育的ニーズをもつ子ども」と呼び、そのほとんどを通常の学級で援助しようとしている。

(2) 我が国の動向

我が国でも、盲・聾・養護学校や特殊学級等にとどまらず、通常の学級に在籍する児童生徒を視野に入れた特別支援教育への具体化が進みつつある。（表1参照）

表1 これまでの国における施策等

・ 平成2年6月	「通級学級に関する調査研究協力者会議」の発足
・ 平成4年3月	「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」
・ 平成4年6月	「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導」

- 平成5年4月 - 平成8年3月 - 平成9年4月 - 平成11年7月 - 平成13年1月	方法に関する調査研究協力者会議」の発足 通級による指導の制度スタート 学習障害児等理解啓発リーフレットの作成・配布 学習障害児等理解啓発冊子の作成・配布 「学習障害児等に対する指導について（報告）」 「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」
平成13・14年度	学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業をすべての都道府県で実施
平成13年度	「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の発足 学習障害（LD）児，注意欠陥／多動性障害（ADHD）児等の全国的な実態調査を実施
平成14年10月	「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」

(3) 本県の動向

本県においては，平成13年2月に，新世紀カリキュラム審議会が答申した「鹿児島県特色を生かした教育課程の在り方等について」の中で，「特殊学級，通級による指導及び通常の学級で教育を受けている軽度の障害のある子どもについても，学習障害（LD），注意欠陥／多動性障害（ADHD），高機能自閉などの新しい課題が現れており，指導の一層の充実を図るため，支援体制の強化を図る必要がある。」と提言している。

また，平成13・14年度の2か年間は，他の都道府県と同様に，文部科学省の委嘱を受け，「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」の中で，学習障害の判断・実態把握基準（調査研究協力者会議試案）から判定した学習障害児の指導の在り方や，学習障害に関する専門的な知識・経験を有する相談員が調査研究協力校を巡回し，学習障害児に対する指導体制の整備や，より効果的な指導を行うための方策についての実践研究を進めている。

当教育センターでは，昭和58年に特殊教育センターが開設されて以来，障害のある子どもの教育相談事業を行っている。平成9年度から，「学習障害」の分類で学習障害周辺の教育相談データを集計しているが，学習障害児等に関する教育相談は，平成13年度実績で，来所相談112回（全来所相談710回の15.8％）電話相談45回（全電話相談299回の15.1％）となっている（表2参照）。

このように，かかる子どもたちへの対応を求める相談件数は年々増加しており，当教育センターとしても本県における実態把握や教育的対応に関する調査研究が急務となっている。

表2 当教育センターにおける障害種別来所相談回数（回）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度(1月現在)
知的障害	263	299	279	210	294	112
自閉	179	226	194	180	254	150
学習障害等	107	71	94	109	112	91
言語聴覚	64	47	74	75	42	63
その他	32	44	17	1	8	33
全体	645	687	658	575	710	449

(4) 学校の状況

我が国の学校は、今日、不登校、いじめ、非行、薬物乱用、自殺、校内外暴力、学習遅滞、学級崩壊等、教育課題が山積している。こうした現状を改善するために、一人一人の児童生徒を大切にする、個性を尊重する教育が強調されるようになってきている。

こうした中で、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、そのニーズの独自性が把握され、他の児童生徒よりも特別な教育的支援を要することが認知され、学校が個に即した支援を手厚く行える態勢を整えることが求められるようになってきている。このように、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への理解や取組は、徐々に広がってきているが、その一方で教師は、学級内で起こる児童生徒の行動や学習等の問題についての校内支援体制もなく、自分の指導法の不手際ととらえて一人で考え込んでしまっていたり、実態把握が十分にできないままに日々の授業に追われたり、効果的な指導ができていなかったりする等、依然として苦慮している実態がある。

また、特別な教育的支援が必要な児童生徒は、一般に知的な発達の遅れがないために、「できるのにやらない怠ける子」「しつけのできていない子」「わがままな子」「風変わりな子」と周囲から理解されずに苦しんだり、自信を失っていたりすることも多い。また、このように決めつけられ、責め続けられる結果、自己調整力も弱まり、対人関係等のトラブルを増幅してしまっている場合もある。

各学校においては、これらの児童生徒の障害を理解し、それぞれの特性に合った適切な指導をどのように進めるかが課題となっている。

2 特別な教育的支援とは

特別な教育的支援とは、児童生徒を教育していくに当たり、通常の一般的に行いうる教育的配慮にとどまらず、一人一人の児童生徒の抱える特別な教育的ニーズを明らかにして、そのニーズに対して教育的に支援することをいう。

特別な教育的支援の対象は、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒が中心となる。

このことについては、平成13年1月に公表された「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」の中でも、盲・聾・養護学校や特殊学級における教育のような指導の基礎を「場に置く考え方」から、「児童生徒の特別な教育的ニーズに置く考え方」への転換を求めている。

特別な教育的支援は、まず、個々の支援を必要とする児童生徒の特別な教育的ニーズの内容を明らかにすることが大事である。次に、ニーズに応じた特別な教育的対応の内容を明らかにする。それに基づいて、教育課程の変更を必要とするのか、同一の教材・題材で指導しながら課題や指導方法をどう考慮すればよいのか、教材・教具の開発及び施設・設備等の必要があるのかなどの検討が必要となる。同時に、その他の児童生徒に対しても、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を受け入れ、必要な支援を検討することも大切である。

(4) 学校の状況

我が国の学校は、今日、不登校、いじめ、非行、薬物乱用、自殺、校内外暴力、学習遅滞、学級崩壊等、教育課題が山積している。こうした現状を改善するために、一人一人の児童生徒を大切にする、個性を尊重する教育が強調されるようになってきている。

こうした中で、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、そのニーズの独自性が把握され、他の児童生徒よりも特別な教育的支援を要することが認知され、学校が個に即した支援を手厚く行える態勢を整えることが求められるようになってきている。このように、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への理解や取組は、徐々に広がってきているが、その一方で教師は、学級内で起こる児童生徒の行動や学習等の問題についての校内支援体制もなく、自分の指導法の不手際ととらえて一人で考え込んでしまっていたり、実態把握が十分にできないままに日々の授業に追われたり、効果的な指導ができていなかったりする等、依然として苦慮している実態がある。

また、特別な教育的支援が必要な児童生徒は、一般に知的な発達の遅れがないために、「できるのにやらない怠ける子」「しつけのできていない子」「わがままな子」「風変わりな子」と周囲から理解されずに苦しんだり、自信を失っていたりすることも多い。また、このように決めつけられ、責め続けられる結果、自己調整力も弱まり、対人関係等のトラブルを増幅してしまっている場合もある。

各学校においては、これらの児童生徒の障害を理解し、それぞれの特性に合った適切な指導をどのように進めるかが課題となっている。

2 特別な教育的支援とは

特別な教育的支援とは、児童生徒を教育していくに当たり、通常の一般的に行いうる教育的配慮にとどまらず、一人一人の児童生徒の抱える特別な教育的ニーズを明らかにして、そのニーズに対して教育的に支援することをいう。

特別な教育的支援の対象は、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒が中心となる。

このことについては、平成13年1月に公表された「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」の中でも、盲・聾・養護学校や特殊学級における教育のような指導の基礎を「場に置く考え方」から、「児童生徒の特別な教育的ニーズに置く考え方」への転換を求めている。

特別な教育的支援は、まず、個々の支援を必要とする児童生徒の特別な教育的ニーズの内容を明らかにすることが大事である。次に、ニーズに応じた特別な教育的対応の内容を明らかにする。それに基づいて、教育課程の変更を必要とするのか、同一の教材・題材で指導しながら課題や指導方法をどう考慮すればよいのか、教材・教具の開発及び施設・設備等の必要があるのかなどの検討が必要となる。同時に、その他の児童生徒に対しても、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を受け入れ、必要な支援を検討することも大切である。

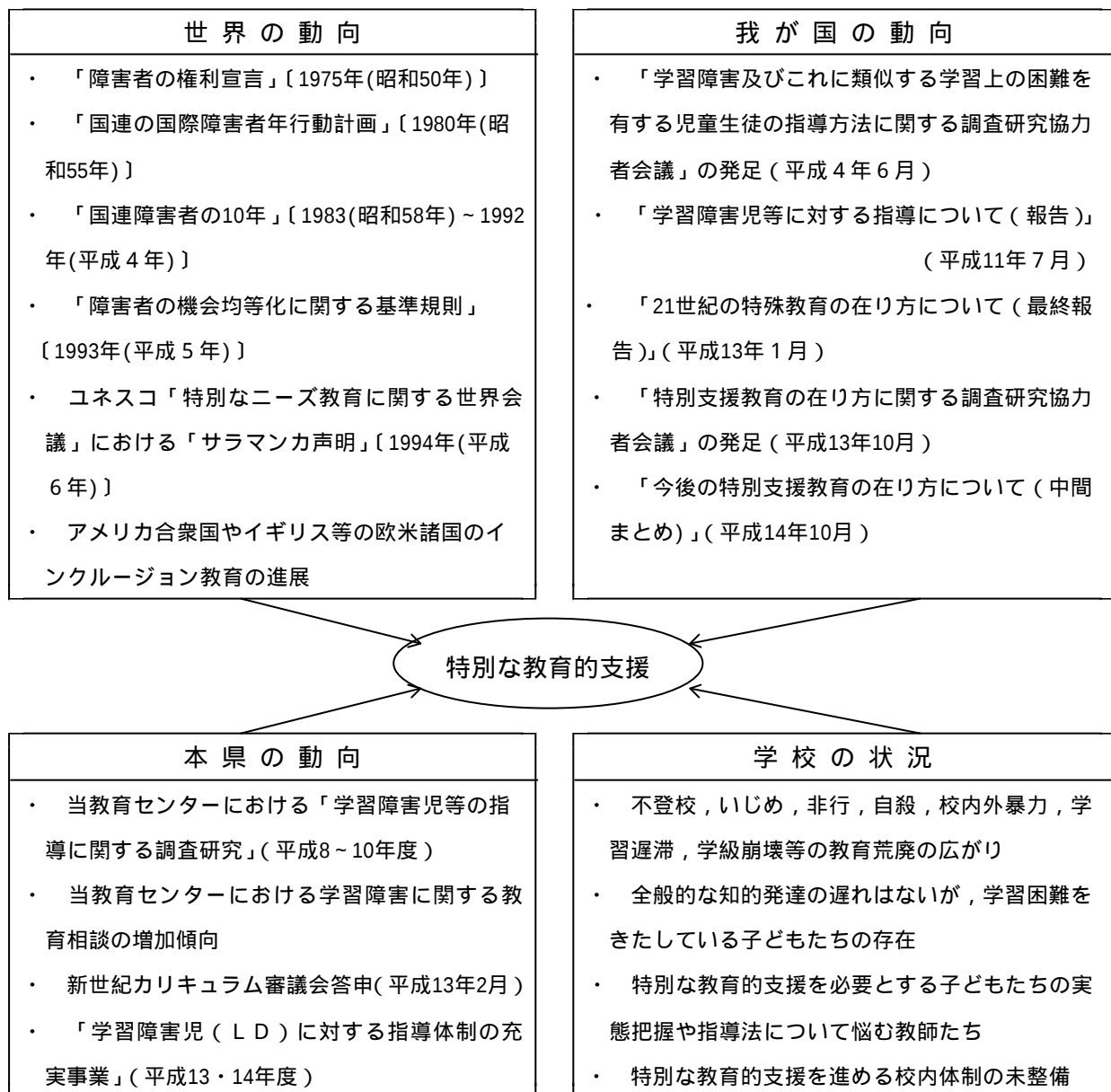


図1 特別な教育的支援が求められる背景